

お 知 ら せ

旧横浜ゴム平塚製造所記念館利用基準等に係る運用方針について、以下のとおり、変更しますのでお知らせします。

記

会議室使用者（団体）が、入場料を徴収し、その一部又は全部を自らが依頼した出演者又は講師等の収入として支払う場合は、その依頼を受けた出演者又は講師等の営業活動、営利目的として使用を認めていませんでしたが、平成22年12月1日からの申請分及び使用分から、依頼を受けた出演者又は講師等の出演料、講演料等は会議室使用者（団体）の運営上の経費としてこれを認め、会議室の使用を認めることとします。

ただし、入場料を徴収し、使用目的の事業の経費割合が入場料収入の75%未満の場合、開催趣旨に関係のない物品の販売及び宣伝を行う場合、並びに営利企業（団体）が当施設を使用して営業活動をする場合等は、会議室の使用はできませんので、あらかじめご了承ください。

館内の飲食は館内設置の自動販売機の飲料か、会議室使用者（団体）が厨房で自ら用意したお茶等に関限り認めていましたが、平成22年12月1日からの申請分及び使用分から、会議室使用者（団体）の使用申込施設内及びベランダでの飲食（アルコールは除く）は、可能とします。

ただし、この場合、事務所へお申し出ください。

以上

平成22年（2010年）12月1日

平 塚 市 教 育 委 員 会

旧横浜ゴム平塚製造所記念館運営管理共同事業体